

一人ひとりが輝くまち ②0

2003~2012
国連識字の10年

みよしの人々に教育を

外国人の人権

「お互いの違いを認め合い、
ともに住みよいまちづくりをめざしましょう」

国際化に伴い、市内に暮らす外国人は増加し、私たちは日常生活の中で外国人と接する機会が多くなっています。今回は外国人の人権について考えてみましょう。

文化や言語、生活習慣などの違う国で暮らすことは、それだけで戸惑いや混乱も大きいと思います。地域生活では、外国人ということで住居の確保や地域コミュニティへの参加が困難であったり、日本語が話せないというだけでいじめを受けた子どもがいるという話を聞きます。また、厳しい労働条件で就労せざるを得ないという状況があります。

今後ますます国際化が進み、外国人居住者が増加することが予想されます。外国人が積極的に地域社会にとけ込み、お互い

に異文化を越えて交流ができるように、私たちも次のことを心がけたいものです。

○宗教・習慣・文化の違いを理解して、それぞれの国の持つ価値観、生活習慣などの多様性を認め合います。

○外国人に対する予断や偏見をなくして、お互いを尊重し合う人権意識を高めましょう。

外国人が「来てよかった」と私たちにとっても「住んでよかった」というまちになるはずですよ。

(人権啓発広報編集委員会)



人権標語

(中学1年生の作品)

気づいてよ かげの私の さげび声



借金でどうにも
ならない(その1)

相談内容

大学を卒業してすぐ定職に就くことができません、生活が苦しかったので消費者金融で10万円を借りた。その後、すべての返済が済まないままに次の借り入れを繰り返して、現在では総額120万円の借金になってしまった。

アドバイス

相談者は、生活苦のために借金を繰り返し、小額ながらも大きく積み重なって、就職をした現在の生活までも圧迫している状況でした。

借金の問題は、法的にすべて解決することができません。今回の場合は、今まできちんと返済を続けており、定期的な収入があったので「特定調停」という方法を取りました。特定調停とは、裁判所で調停委員を仲介として、消費者金融などの業者と本人が返済の

折り合いのつく返済額を決める方法です。調停委員が間に入るため、業者と直接会わなくて済み、裁判所には数回通うだけです。また、手続きは自分ですることも可能で、安価に債務整理を行うことができます。特定調停は、借金を3年以内に返済できる場合で、借金総額を36回で割った額と収入のうち返済に充てることができる額がほぼ一致している場合に主に使われる方法です。

このほか「任意整理」という方法もあり、この場合は業者と本人が直接、返済内容を協議する必要がある(弁護士への依頼も可)。

次回は、個人再生手続きと自己破産について掲載します。

消費生活相談室(市役所本庁5階)
☎0848-676410

とき 3日(月)・24日(月)を除く月々金曜日10時~12時、13時~16時

11月の消費生活巡回相談
14日(金) 14時~16時

本郷支所
21日(金) 14時~16時

久井保健福祉センター
28日(金) 10時~12時

大和人権文化センター
問い合わせ先 商工振興課

☎0848-676072 FAX 0848-4103